

令和7年度妊娠・出産・子育て総合相談窓口(仮称)事業業務に係る質疑回答

No.	質 問	回 答
企画提案使用書について		
1	所要経費の内訳は京都府及び京都市で分けるか。	所要経費は京都府及び京都市をまとめてご提出いただいて問題ございません。
業務委託仕様書について		
2	京都府や府内市町村が設置する他の相談窓口や支援機関等の連携先は、受注後に京都府及び京都市から提供されるか。	連携先は受注後に京都府及び京都市から提供いたします。
3	公開講座の開催形態のイメージはあるか。	対面、オンライン又はハイブリッド開催のいずれでも問題ございませんが、より多くの府民に参加していただけるよう、可能な限りオンラインを含む形態での開催といたします。
4	総合相談と妊娠SOSの受託事業者が別になった場合、広報啓発物のデザインについて事業者ごとに作成・配布手配となるか。	広報啓発物のデザイン、作成及び手配については、総合相談事業の受託事業者に負担していただきます。
広報啓発物一覧について		
5	交通広告に係る掲載費用は負担する必要があるか。	特にございません。
6	総合相談と妊娠SOSの受託事業者が別になり、作成にあたっては連携することと記載があるが、どのように連携し、また印刷・配布費用の負担はどのように受託事業者に分配されるのか。	連携の内容といたしましては、広報物に掲載する情報をメール等で調整していただくことを想定しております。また、印刷・配布費用は総合相談事業の受託事業者にて負担していただきます。
7	印刷部数に関して受託事業者が別になった場合、啓発物一覧に記載の予定部数の印刷費用負担は2つの事業案内と一緒に記載される広報物の場合は、費用は折半となるか。	総合相談及び妊娠SOSの事業案内が記載される場合でも、費用は全て総合相談事業の受託事業者にて負担していただきます。
8	広報啓発物一覧に記載の①配布先に関して、ポスター・チラシ・カードをまとめて、納品回数は各箇所送付は1回限りであるか。	啓発物の種別により作成時期が異なる場合は、発送が複数回にわたる可能性がございます。